

令和5年度予算の編成について（通知）

世界全体が混迷している中、今埼玉県が県民に求められていることは何かを考える必要がある。

今から半世紀前の1972年、民間シンクタンクのローマ・クラブから「成長の限界」が発表され、国連が地球環境の破壊に対する初の国際会議（ストックホルム会議）を開催し「かけがえのない地球」を合言葉とした。この会議以降、様々な国際的議論が展開され、2015年には、2030年をゴールとした「持続可能な開発目標（SDGs）」が国連で採択された。今まさに私たちは世界共通の行動目標として、持続可能でよりよい社会の実現を目指している。

他方、世界における日本のGDPの割合は、1994年に17.9%まで拡大したが、直近の2021年には5.1%にまで縮小している。この間、いざなぎ景気などの経済成長が実現したにもかかわらず、民間の平均給与はいまだ1997年がピークのままである。近年の日本経済は「失われた30年」と言われており、その成長は壁にぶつかっている中、コロナ禍に加え、長引くロシアによるウクライナ侵略や円安の進行等による原油価格・物価高騰により、不透明感は増している。

コロナ禍は日本全体が抱えている問題を顕在化させ、デジタル化の遅れを私たちは改めて認識した。本県はこれを契機にデジタル化を進行させ、「社会全体のDX（デジタルトランスフォーメーション）」に結び付けることで、社会的課題を解決し快適で豊かで暮らしやすい埼玉県を目指している。そのために、将来像である「DXビジョン」と「ロードマップ」を策定し県庁全体で取り組んでいる。

また、原油価格・物価高騰を契機にこれまでの生活様式や経営体質からの転換が進むことが見込まれる。再生可能エネルギーの活用などの脱炭素化を通じた経済成長の実現は、SDGsを標榜する世界全体の潮流であり、大きなチャンスを秘めている。

こうした「経済成長と持続可能性の両立」を最終的に個人所得の向上につなげる経済の好循環を目指し、産業構造や働き方・暮らし方に変革をもたらす効果的な取組を行っていかなくてはならない。本県は今後さらなる高齢化と人口減少を迎えるが、そのような中であっても将来にわたり持続的に発展していくための礎を築いていく。

そこで、令和5年度予算は、次の3点を基本的な考え方として編成するものとする。

第1に、「『人・企業・地域』の未来への確かな布石」である。

現在直面しているコロナ禍や原油価格・物価高騰の危機に対し、これまでと同様に全力で取り組んでいく。

また、今後さらに進んでいく社会全体のDXや脱炭素化という流れを捉え、デジタル技術等を活用し社会の変化に対応できる人材育成としての「人」、強い埼玉県経済に不可欠な要素としての「企業」、この「人」や「企業」が根付き活動している「地域」、この「人・企業・地域」が一体的に持続可能な成長ができる施策を推進していく。

第2に、「『日本一暮らしやすい埼玉』実現への加速」である。

令和5年度は、今年度からスタートした5か年計画の2年目であることから、その理念である「あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる社会の実現」に向け、対策を強力に推し進めていく必要がある。

今後さらに人口減少や異次元の高齢化も進んでいく中であって、多種多様な価値観やライフスタイルはさらに広がっていく。だからこそ、「誰一人取り残さない」という観点を主眼に置かなければならない。

また、気候変動による豪雨等の自然災害の激甚化・頻発化や首都直下型地震、新たな感染症の流行など、県民の安全を脅かす事態が想定される。

このような前提に立ち、高齢者や女性、LGBTQなど、誰もが社会に参画し、お互いを尊重し、共に生きる社会をつくる取組や、災害や脅威から県民を守る取組などを進める。

第3に、「EBPMの考え方に基づいた不断の行財政改革の推進」である。

今後の社会保障関連経費の増加は、本県の人口構成上避けることはできない。しかし、社会全体のDXの推進をはじめ、その時々々の県民のニーズに応える埼玉県であり続けるためには、不断の行財政改革を推進し本県財政の持続可能性を維持する必要がある。

そこで、歳出面において、EBPM（客観的なデータ等に基づく政策立案）の考え方を活用し、インプットからアウトカムまでの因果関係を明確にするロジックモデルを取り入れ、予算や人員などのインプットに対して政策効果の高い事業を構築する。あわせて、事業成果を測定できる指標を設定し、事業の転換・再構築を推進していく。

また、歳入面においても、引き続き国庫補助金や有利な県債などの活用を進めるとともに、県独自の財源の確保にも努めていく。

これらの歳入歳出の取組により、将来に備えた基金残高を確保し、県債残高の適正な管理につなげていく。

以上、基本方針を定めたので、下記により予算要求を行うよう、財務規則第4条の規定に基づき、命により通知する。

I 総括的事項

厳しい財政状況が続くからこそ、本県が持続可能な発展・成長を続けるためには、真に政策効果の高い事業にリソースを重点化して配分する必要がある。

そのため、「事業の継続ありき」ではなく、課題の本質や目的を見極めるとともに、他団体や過去の事例との比較を行った上で、県民及び事業者の全体に効果が生じる事業手法であるかなどを多面的に検討すること。その際に、投入する予算だけでなく人員も含めて事業効果を検討すること。

事業の検討に当たっては、EBPMの考え方に基づくロジックモデルを活用し、事業成果を精査し優先順位を見極めた上で予算要求を行うこと。

予算要求における各経費の見積りに当たっては、常に「最少の経費で最大の効果」を挙げることを念頭に置くこと。市町村や民間との役割分担及び協働の視点は十分かなどを検討し、これを反映させること。

1 行政のデジタル化

DXの実現に向けて、行政手続のオンライン化やペーパーレス化、WEB会議の推進など各業務においてデジタル技術の導入に向けた見直しを行うこと。

予算要求に当たってはDXビジョン・ロードマップとの整合性を図るとともに、デジタル技術の導入による業務効率化、コスト削減などの効果を具体的に明示し、要求に反映させること。

2 「埼玉版SDGs」の推進

SDGsの目標を県のあらゆる分野にリンクさせ、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、原則として全ての事業にSDGsのゴールとターゲットを設定すること。

3 EBPMの考え方に基づくロジックモデルの活用及び成果指標の設定

事業の性質上なじまないものを除き、EBPMの考え方に基づくロジックモデルを活用し事業の検討を行うこと。また、定量的で検証可能な成果指標を設定するとともに、事業との因果関係を明確にすること。

なお、計画調整課が10月11日（火）に開催した「令和4年度EBPM研修」のアーカイブ配信を参考にEBPM調書を作成すること。

（アドレス）<http://bunya/docs/2022092200012/>

4 終期の設定

原則として全ての事業に終期を設定し、対象や地域を明確化した上で集中的に取り組むことにより、成果が目に見えるように工夫すること。

5 スピード感のある事業執行

漫然と既存事業を継続するのではなく、実際に現場に出向き、県民の声に耳を傾け、その課題解決に向けてスピード感のある事業執行を心掛けること。

また、事業効果を可能な限り早期に発現できるよう事前に関係機関との調整を十分に行い、年度当初から予算執行計画に基づき、早期に着手できるよう努めること。加えて、事業の進捗状況を的確に把握できるよう、事業の進行管理の見える化を図ること。

6 事業効果の検証

各事業で設定した定量的な成果指標をもとに、その進捗状況を確認し、客観的なデータの裏付けに基づき、十分な事業効果が発現しているか検証すること。なお、検証に当たっては、インプットから目指すべきアウトカムに向けた論理的な因果関係の有無を確認し、事業効果の有効性を確認すること。

また、事業の性質上、定量的な成果指標が設定されていない事業についても、これまでの事業効果からその有効性を改めて検証すること。

7 事業のあり方の見直し

P D C A サイクルを着実に回すことで、終期を迎える事業や当初見込んでいた成果が得られていない事業、従来意図していた行政の役割が既に失われている事業等を把握し、継続する必要があるか、ゼロベースで検討すること。「事業の継続ありき」ではなく、事業本来の目的に立ち返った上で現状を改めて把握し事業の見直しを図ること。

また、E B P M の手法を用いた検証により、事業のインプットから目指すべきアウトカムに向けた論理的な因果関係が示せない事業や事業効果について多少なりとも定量的な分析ができない事業は、原則として廃止を前提とした検討を行い、限られた財源をより効果的・効率的に活用すること。

8 部局連携

埼玉版 S D G s の推進や「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」など複数の部局にまたがる政策課題については、担当する領域だけでなく他部局が所管する分野にも積極的に意見・提案を行うなど、あらかじめ関係部局間で施策の協議・調整を十分に行い、類似・重複事業をなくすとともに、部局連携による効果的な施策展開に努めること。

9 県民参加・官民協働

県民誰もが積極的に参画できるような、県民参加型のムーブメントによる施策展開で成果を上げる仕組みを検討すること。

また、「埼玉県官民協働・民間開放の推進指針（平成20年6月策定）」を踏まえ、県がつなぎ役となってN P O や民間企業、大学、研究機関、関係団体など地域の多様な力を結集し、課題解決に向けた取組をより一層推進すること。

さらに、事業の立ち上げは県が担うが、その後は短期間で民間に移管できるような仕組みを検討すること。

10 市町村との連携・役割分担

事業の成果を上げるためには、住民に最も身近な市町村との連携や適切な役割分担が不可欠である。

そこで、市町村と意見交換を密にし、市町村の実態を踏まえた事業の検討及び調整を行い、県と市町村で共通認識のもと連携して事業を進められるよう留意すること。

また、県は広域自治体としてやるべきことに重点化する、事業の性質に応じて市町村

に応分の負担を求めるなど市町村との役割分担を明確にすること。

1 1 先駆的な事業構築

事業構築に当たっては、既存制度への単なる上乘せや横出し、焼き直しではなく、国や他の自治体の先導モデルとなるよう本県の独自性や知恵を盛り込むこと。

本県又は特定の県内市町村でモデル構築する事業については、モデルを普及する方策と、普及状況を検証する仕組みを予め検討すること。

1 2 財源確保

厳しい財政状況を踏まえ、受益者負担の原則に立ち返り、使用料・手数料や各種負担金等の特定財源の確保に努めるほか、県税納税率の向上や遊休県有財産の利活用・売却など、自主財源の充実・確保に努めること。

また、国の施策を再度総ざらいし、既存の県単独事業についても見直すことなどにより活用が可能な国庫補助金があれば、積極的に確保すること。特に、地方創生関係の交付金については積極的に活用すること。

さらに、県と県民、企業などが相互にメリットを享受できる仕組みの導入により、企業版ふるさと納税をはじめとした寄附金の受入促進など新たな歳入の確保を検討すること。

1 3 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策に係る事業については、現時点で予見可能な範囲において、感染拡大防止対策や経済回復等に必要な事業を精査した上で要求すること。

なお、翌年度の感染拡大の状況等により、補正予算措置等が必要な場合は、適宜対応することとする。

1 4 その他

各経費の見積もりに当たっては、決算との乖離を徹底的に分析し、後に過大な不用額が発生しないよう十分精査すること。

地方財政措置の有無や他自治体の状況についてよく確認を行い、サービス水準等を比較することにより適正な水準等となっているか十分に吟味すること。

また、今後の国の令和5年度予算編成や、検討されている経済対策及び地方財政対策の動向等に十分注意し、予算編成に的確に反映させること。

II 予算見積りの考え方

1 歳入関係

歳入予算の見積りに当たっては、財源を的確に把握し、更なる収入確保に努めること。ただし、見積りに当たっては過大とならないよう十分留意すること。

(1) 県税

経済情勢の推移、税制改正の動向、地方財政計画等を十分に勘案し、的確に見積もること。また、引き続き納税率の向上に向けて取り組み、税収の確保に努めること。

(2) 国庫支出金

国の法令改正や制度改正、予算編成の動向を注視しながら、国との間で十分な事前協議を行うとともに、国庫補助事業についても県負担を生じることに留意し、県の施策実施上、真に必要と認められるものに重点化しつつ、積極的に確保すること。

ただし、未確定の国庫支出金を充当する場合は、財源が不足することのないよう留意すること。

特に、新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫支出金については、現時点で国の具体的な動向が把握できていないため、一層の情報収集に努めるとともに、積極的に国庫支出金を活用すること。

また、国等からの受託事業については、組織定数や人件費を含めた県業務への影響を踏まえ、その必要性を十分に検討し、重点化を図ること。

なお、超過負担が生じているものについては、実態を十分に把握した上で、国に対して是正を強く働き掛け、その解消に努めること。

(3) 使用料及び手数料

受益者負担の原則に則り、適切かつ積極的な見直しを行い、その適正化を図ること。

また、国の法令、施設の改築等により改定すべきものについては、速やかに対応すること。

(4) 財産収入

財産の現況を的確に把握し、将来にわたって利用する予定のない県有財産については、財源の確保を図る観点から、県有資産マネジメント会議での議論を踏まえ、早期処分により財源確保に努めること。

(5) 貸付金に係る元利収入等

「埼玉県債権の適正な管理に関する条例（平成26年3月27日条例第4号）」に基づき、未収金の未然防止、債権回収の強化、困難事案の解決など債権管理の一層の適正化を図り、収入未済額の縮減に努めること。

(6) 県債

適債事業については、後年度の財政負担を考慮しつつ適切な県債の充当を見込むこと。特に、公共施設等適正管理推進事業債のうち令和7年度までの脱炭素化事業債など、時限的に措置されている有利な県債については積極的に活用すること。また、その他の交付税措置のある有利な県債も優先的に活用すること。

(7) 基金

設置当時の目的を達したものの、近年活用がなされていないもの、残額が少額となり設置の意義が乏しいものについては、廃止、統合など積極的に見直すこと。また、基金の設置目的を広く周知し寄附金の受入を積極的に行うこと。

(8) その他の歳入

その他の歳入については、過年度の実績等を踏まえて的確に積算すること。

また、広告料収入や企業版ふるさと納税の拡大に努めること。

2 歳出関係

各部局の歳出予算の要求基準額（要求枠）は、別途指示する額とするので、厳守の上要求すること。

今後も厳しい財政状況が見込まれることを踏まえ、予算要求に当たっては精査を尽くすこと。

新規重点施策枠については、「令和5年度新規・重点施策に係る事業の選定結果について（令和4年10月18日付け計調第114号企画財政部長通知）」で示された事業について要求できることとする。

なお、いずれの事業も知事審査後に予算案として確定するものであること。

(1) 経費区分

事業の経費区分は次のとおりとする。各事業は既に定めた経費区分を変更できないものとする。

《N経費：内部管理的経費や経常的経費》

N－ 1：人件費

N－ 2：人件費に準じて扱う経費

N－ 3：法定義務や全国で共通の制度、協定等による経費

N－ 4：内部管理経費（施設の維持運営費を含む。）

《S経費：社会保障関連経費》

S－ 1：扶助費

S－ 2：法令等に基づく社会保障関連経費

S－ 3：社会保障関連経費（S－ 1、S－ 2を除く。）

《P経費：政策的な議論を要する経費》

P－ 1：新規重点施策事業及び周年行事等の時限的な経費（初年度分）

P－ 2：一般継続事業

P－ 3：既設定の債務負担行為・継続費

P－ 4：指定管理に係る経費

P－ 5：公営企業繰出金・地方独立行政法人への支出・特別会計への繰出金
※ただし、他に区分できるものは除く。

P－ 6：公共事業（国庫補助事業・直轄負担金）

P－ 7：公共事業（県単事業）

P－ 8：公共事業（ファシリティマネジメント経費）

P－ 9：ファシリティマネジメント経費（P－ 8を除く。）

P－ 10：公債費

P－ 11：団体補助

(2) 経費区分ごとの要求基準額（配分額）の流用

経費区分ごとに示された要求基準額の区分間流用については、別紙「令和5年度予

算編成に係る要求基準額の流用について」のとおりとする。

(3) 個別経費の見積もり

ア 義務的経費

公債費、地方消費税清算金、県税還付金、県税に係る市町村交付金、法令等に基づく義務的経費は、現行制度（制度の改正が見込まれるものは改正後の制度）により、その要求額を算定すること。

イ 投資的経費

(ア) 公共事業

公共事業については、客観的評価基準に基づく評価を踏まえ、投資効果のより高い分野・箇所への集中投資を行うことで重点化を図るほか、国庫補助金の積極的な活用など限られた財源でより大きな事業量を確保するよう努めること。維持管理については、発注方法や新たな技術の導入による仕様の見直しなどにより、経費の削減に努めること。

また、事業効果の早期発現、実態に合わせた事業の進捗調整、事業効果の事後評価等を徹底すること。

(イ) その他の投資的経費

県民生活に直結した緊急性の高いものや本県の発展に欠かすことのできない事業に限定し、当該事業の執行がより高い経済波及効果を生むよう手法の工夫を行うこと。

(ウ) ファシリティマネジメント

公共施設等については、平成26年度に策定した「県有資産総合管理方針」を踏まえ、県有施設や道路等の資産類型別計画等を策定したところである。これらの計画に基づく改修や維持更新については着実に取り組むとともに、計画対象外の施設についても維持管理コストの縮減などに取り組むこと。

なお、「庁舎、公の施設」のうち大規模施設の改修については、「大規模施設改修のチェック体制の強化について（令和3年10月19日付け管財第631号県有資産マネジメント検討委員会委員長通知）」の取扱いによること。

ウ 外郭団体への支出

外郭団体については、その存在意義を検証し、あり方や事業について不断の見直しを行うとともに、一層の効率性の発揮に向けて経営改革を推進するよう、適切な指導監督を行うこと。

特に、団体に対する財政支出については、経営の効率化及び自立化を促進する観点から、委託、補助及び自主財源の割合の見直し、指定管理制度に係る随意契約から公募への切り替えの検討など委託方法の見直しを行った上で、予算要求額を算定すること。

エ 公益的法人への派遣職員に係る人件費

「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を適正に運用す

るため、派遣職員に係る給与（給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当）については、原則として県から直接支給するものとして要求すること。

また、経営の効率化及び自立化を促進する観点から、派遣職員については必要最低限の人員に精査すること。

なお、派遣職員の見直しに当たっては、事前に人事課や行政・デジタル改革課と調整すること。

オ 補助金

各種補助金については、社会情勢の変化を踏まえ、次の考え方にに基づき補助制度のあり方を個々の事業ごとに十分に精査・検証の上、積極的に見直しを行い、廃止又はサンセットルール（終期設定）を適用すること。特に国庫補助事業に県単独で任意の上乗せを行っているものや零細補助金については、廃止を前提に見直すこと。

〔補助金見直しの考え方〕

- ・補助対象団体の自立性の促進
- ・成果指標の設定など補助成果の明確化
- ・インセンティブの導入など成果が確実に高まる見直し
- ・負担能力に応じた補助対象の見直し
- ・各種団体への人件費補助等の見直し
- ・類似・零細補助金の統合・廃止などの見直し

カ 制度融資

既存の融資メニューについて、社会経済情勢や県民・企業ニーズを踏まえるとともに、市町村・民間においても同様のサービスが提供されていないかなど、制度融資の必要性を十分に検討すること。また、利子補給率や預託金利、損失補償割合等の各種条件についても直近の金利動向などを踏まえ見直しを行うこと。

また、融資枠については、過去の貸付実績や後年度の財政負担を十分考慮し、適切に設定すること。

キ 情報システム

DXビジョンやロードマップとの整合性を図った上で予算要求すること。また、住民サービスの向上と業務効率化の観点から、後年度の財政負担を含めて費用対効果を検証し、有効性に乏しいシステムは廃止を含めて抜本的に見直すとともに、効率的なシステム運用を行うこと。

経費の見積りに当たっては、既存システムに係る維持管理経費の一層の削減に努めるとともに、新たなシステム構築（基盤を含む）については、業務改善の視点に立ち対象業務を精査した上で、システム化による人件費を含めたコスト削減などの効果を具体的に明示すること。

市町村とのシステム共同利用に当たっては、市町村にも応分の負担を求めるとともに、国や関係機関のネットワーク等に対する負担経費についても、積算内容を十分精査するとともに、必要性について検証を行うこと。

なお、情報システム戦略課による「令和4年度情報システム評価」の結果を十分踏まえ、要求すること。

ク AI等新技术を活用した事業

DXビジョンやロードマップとの整合性を図った上で予算要求すること。また、新技术活用に伴う効率化・省力化による費用対効果について検証の上、具体的に明示すること。

ケ イベント・広報物

予算要求に当たっては、まず費用対効果の観点から必要性についてゼロベースで見直しを行うこと。その上で、オンラインなど適切な実施手法を検討すること。

なお、普及・啓発のための講演会やシンポジウムに係る経費については、新しい生活様式に対応するとともに、「講演会・シンポジウムの5箇条（平成25年7月29日付け改革第91号改革推進課長通知）」を踏まえた要求とすること。

特に、適正な規模が確保できず、十分な効果が得られていない事業については、廃止を前提に見直しを行うこと。

コ 実行委員会方式による事業

「実行委員会による事業の見直しについて（平成26年10月14日付け改革第156号企画財政部長通知）」に基づき、事業のあり方や負担金の引下げ等について検討すること。

サ 高額備品の更新・導入

高額備品については、社会経済情勢や県民・企業ニーズを踏まえその必要性について見直すとともに、使用期間や使用頻度を精査し、購入だけではなくリースや他団体との相互利用など、費用対効果の視点から導入手法について検討すること。

3 継続費、債務負担行為

新規に設定しようとする場合は、後年度において過度の財政負担を招かないよう、中長期的な視点に立って事業規模、年割額等について十分に検討すること。

4 特別会計

各特別会計においては、中長期的な事業計画を踏まえ、一般会計と同一歩調で改革を進めること。

5 公営企業会計

各管理者にあつては、所管事業の経営状況及び今後の見通しを的確に把握し、事業収入の確保や中長期的な収支見通しに基づく経営改善、合理化の推進等に努め、知事部局と同一の基調に立って、予算原案を作成されたい。

Ⅲ 予算見積調書の提出期限

令和4年11月8日（火）

予算見積調書の作成に当たっては、予算編成システムを使用すること。

特に様式2「予算見積調書 その1」及びEBPM調書については、情報公開を前提に、県民から見て事業内容等が理解できるよう、記載内容の充実を図ること。

また、県民参加や官民協働、民間活力及び職員のマンパワーの活用について検討を行い、その内容を様式2「予算見積調書 その1」に記載すること。

IV その他

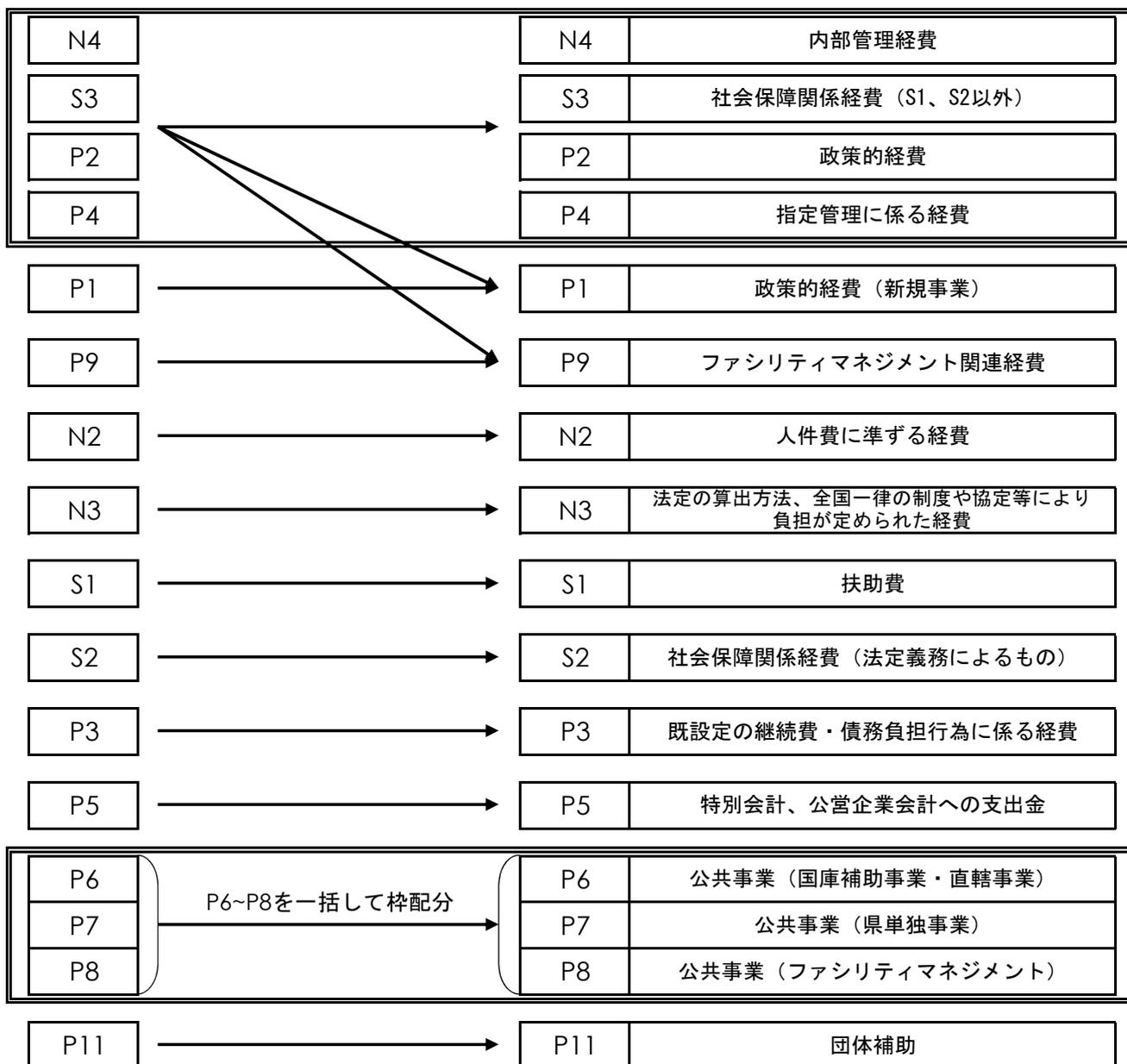
- 新規重点政策枠に係る要求など本通知に関し疑義があるときは、事前に財政課と調整すること。

- 取扱いの細部については、別途通知する「令和5年度予算編成事務の取扱いについて」（令和4年10月18日付け財第451号財政課長通知）に基づくこと。

（別紙）令和5年度予算編成に係る要求基準額の流用について

＜枠配分された財源の区分＞

＜使用可能な事業の区分＞



二重線の枠の枠内流用可

→ 流用可

※ 新規重点施策の新規部分については、一括してP1で配分するが、経費の性質に応じ、社会保障関係経費についてはS1～S3により、公共事業についてはP6～P8により要求すること。

※ 新規重点施策の既存部分については、既存事業の経費区分により配分するので、新規重点施策の構築に必要な金額を流用の上、要求すること。

この場合、既存部分を含む新規重点施策の要求額を削減した場合、当該事業の既存部分の金額に部局ごとの事業レビュー（予算編成方式）での削減率を乗じた額と削減額の小さいほうの金額を事業レビュー（予算編成方式）での削減額として算入する。

※ 財政課指定経費及び特殊事情対象事業については、事業間の流用は不可とする。